

彩り産業は高齢者対策にも一役



写真はさっそうとセニアカーで出荷場へ向かう生産農家の女性たち

山と溪谷に囲まれ、月ヶ谷温泉のある上勝町は、昔からの静かなたたずまいが感じられる。しかし、上勝町には国内はもちろん外国からも視察に訪れる「彩」産業があり、高齢者対策としての成果も上げている。

人口二千人余りで高齢化率四六％というなかで、寝たきりの高齢者がわずか一人のみと聞く。料理の添え物の「彩り」商品は、配信された注文票

かけはし21

第3号

発行所
徳島県農業会議
徳島市かちどき橋
徳島県林業センター
編集発行人
多智花 俊 裕

主な内容
一 彩り産業は高齢者対策にも一役
二 全国農業委員会会長大会開催
三 安2（あんあん）認証制度
四 農地パトロール月間を設定
五 やまものすばらしい機能性
六 農業会議等の行事予定
6 5 4 3 2 1

を見て自宅のパソコンで出荷可能な商品を連絡し、出荷する。その時の足となるのがセニアカーで坂道の多い道路を時速六kmで颯爽と出荷場へ向う。彩りの出荷は農家間の競争が激しく、「うかうかしてはいられないし、することが多くて寝てなんぞおれん」と八〇歳代のご夫婦が語ってくれたのが、印象に残った。

彩り産業で仕事を楽しく、そして大声で笑うことが、この町の高齢者の元気の源かも知れない。

いうものであり、基準が設定できない農業には、一律基準（〇・〇一ppm）が適用される。

このポジティブリスト制度が施行されたことで、食の安全対策を求める気運が一段と高くなってきた。

敏感に反応したのが流通関係者である。各県が様々に実施している認証制度に対して厳しい見方が多かったが、トレーサビリティの開示に対応できる生産者との取引を行ったり、生産者に認証を取るように促したりする動きが活発である。

あぜ道の声

【追い風としたい

ポジティブリスト制度】

食品衛生法が改正され、三年が経過した五月二九日、ポジティブリスト制度がスタートした。

食品に残留するすべての農薬などに残留基準を設けて、基準値を超えた食品は原則として流通を禁じると

徳島県では、平成十六年から第三者が認証する「とくしま安全農産物認証制度」をスタートさせているが、いよいよ、この制度が効果的に働く時が来たと喜ぶのは早計であろうか。

中央の動き

全国農業委員会会長大会が開催、政策提案を行う

五月二五日に、全国から約二千人の農業委員会会長が日比谷公会堂に集まり、全国農業委員会会長大会が開催されたが、本県からは農業委員会会長ら十三人が参加し、政策提案活動を行った。

大会では、これまでの経過と情勢報告が行われたあと、「経営安定対策の導入等による農業構造改革に向けた政策提案」と「WTO農業交渉ならびにE P

A/FTA交渉に関する特別要請」を決議し、政府並びに国会に対して要請活動が行われたので、その概要を報告する。

経営安定対策等に関する政策提案

この政策提案は、昨年十月に決定した「経営所得安定対策等大綱」により進められる農業構造改革の実現に向けて、農業委員会系統組織が認定農業者等の担い手との意見交換などにより農村現場の声を積み上げ、取りまとめたもので、①戦後農政最大の改革を実現するための基本的な考え方、②担い手・経営政策、③農地政策、④農村地域の

振興、⑤食料の安定供給と安全の確保、の五本柱から構成されている。主なものを紹介する。

①戦後農政最大の改革を実現するための基本的な考え方

担い手に施策の集中・重点化を図り、経営改善に向けた努力を最大限発揮させるよう努めること。さらに、米政策改革の推進にあたっては、現場での安定的な取り組みが図られるよう国による適切かつ迅速な情報提供をはじめ、支援の拡充を図ること。また、農政改革の実現に向けた計画的な財政措置と十分な財源の確保等を求めている。

②担い手・経営政策

担い手経営政策では、とくに、品目横断的経営安定対策の対象となる認定農業者等の経営確立についての支援や農業経営の内部蓄積を高める準備金制度などについて求めている。

③農地政策

食料の安定供給と多面的機能の発揮に必要な農地の総量四五〇万haを確保し、担い手の育成・確保に向けて、現行の農地制度の根幹を堅持し、それを基本とした農地政策の確立を求めている。さらに、農地・農家に関する

基礎的情報の適正な管理・運用を徹底するため、「農地基本台帳」を法定台帳として制度的に位置づけることを求めている。

④農村地域の振興

農村地域の振興については、特に農地・水・環境保全向上対策に係る、地方公共団体負担分(1/2)について、適切な地方交付税の措置を求めている。また、中山間地域を中心とした野生有害鳥獣対策の強化を求めている。

⑤食料の安定供給と安全の確保

特に、食の安全・安心の確保のため、地域の条件に応じた日本版GAP (Good Agricultural Practice) 適正農業規範の早期確立や加工食品等の原産地表示の義務づけ等について求めている。

県選出国会議員と内閣府への要請活動

これらの政策提案が実現されるよう、本県参加の農業委員会会長ら十三人が二班に分かれて、県選出国会議員に要請活動を実施。また、内閣府大臣政務官の後藤田正純大臣政務官に対して、県農業会議の四宮会長より、WTO問題、政策提案、農業委員



会の必置規制、交付金の維持・確保の三点について要請。後藤田政務官から、「農業改革については、コメ改革を含め経営安定対策や農地・水・環境対策など、新しい農業対策が進められつつある中で、農業委員会は、農協や土地改良区以上に頑張ってもらいたい。」また、農産物の売り込みについて、「農産物輸出の議員連盟の事務局長をしているが、輸出を含めて、もっと徳島県産の農産物売り込むことが大事だ。私は、常に、営業マンの気持ちで対応している。」と、コメントがあった。

安2（あんあん）認証制度

徳島県は県産農産物の安全性確保のため、生産行程を管理する体制を徳島県が認定し、認証マークを与える「とくしま安2（あんあん）農産物」

2（あんあん）農産物」認証制度を平成十六年六月十八日に発足させた。

徳島県農業会議が事務局を務めている、特定非営利活動法人「徳島県有機農産物認証協会」が徳島県から「安2農産物認

証制度」の検査・判定業務を受託している。二年余経過した時点で、改めて制度の概況を紹介し、産地の取り組みを促したい。

【制度のねらい】

生産者の行う安全管理の充実と生産情報の提供を促し、消費者のより高い安心感につなげる。

一、「とくしま安2農産物」認証制度

農産物の生産・品質管

農地に関する相談Q&A

【質問】農地を借りて耕作してきたところ、地主からこの農地を売りたいので同意して欲しい旨の話がありました。地主が代わっても耕作が続けられますか。

【回答】農地法においては、小作地の所有権を小作人以外に移転しようとする場合には、小作人の同意がなければ農地法の第三条の許可がなされないことになっています。そこで、賃貸人である地主が農地の所有権を移転

理体制を、一定の基準で検査し、合格した体制を認定登録する。登録された体制で生産された農産物に認証マークを表示することによって生産者との商品情報の入手先を消費者に伝えることができ、消費者は問い合わせることとで「誰が、いつ、どこで」どのように生産したか」などの情報を知ることができるシステムである。

①認定基準

①生産・品質管理に係る体制が整備されているこ

を主張できる（同法第十八条）ことになっていきますので、引き続き耕作することができそうです。また、永小作権の場合には、登記してあれば同様に新しい所有者にこれらの権利を主張できます（民法第一七七条）。ただし、小作契約が使用貸借（無償で借りる契約）の場合には、新しい所有者に対して耕作する権利を主張することができなくなります。（全国農業図書「新・農地の法律がよくわかる百問百答」より抜粋）

と②生産履歴が記録され、生産情報提供の用意があること③農薬残留のサンプル検査が実施されていること④問い合わせ窓口が設置されていること⑤消費者からの情報に適切に対応出来ること

②認定を申請できる者と対象

①申請できる者は、徳島県内に在住し、県内のほ場等で農産物を生産する生産組織や個人②対象は、野菜（しいたけ等特用林産物を含む）、果実及び

精米並びに穀類、豆類、茶等の乾燥調整したものの生産行程に適用。ただし、加工したものは除く。

③県の検査等

①認定に当り、書類審査及び申請内容の実行状況を確認する現地検査、並びに第三者による判定会の開催②出荷を開始して出荷期間の半分を過ぎた頃に中間現地検査を実施③更新に際し、現地検査及び中間検査を実施

二、「とくしま安2農産物認証制度」の取り組み

当制度は有機農産物、

特別栽培、エコファーマー及び慣行の栽培まで含め、幅広く対象としているのが特徴である。また、各種認証制度の対象とならない「しいたけ」、「水耕栽培」にも範囲を広げていることから、取り組みの機運醸成につながっている。とりわけ、しいたけ（菌床）は徳島県が生産量の約三五％のシェアを占め、制度のねらいが強く反映された結果となっている。

また、平成十八年五月二十九日からポジティブリスト制度（日本で残留基準が定められた農薬及び日本で残留基準がないが外国で定められている農薬の基準以上の食品の流通禁止。食品の残留基準が定められていないものは〇。〇一 P P m を超

安2（あんあん）認証の現状

認定番号	登録日	生産組織等の名称	品目名（作型）	更新の状況
1	2004. 8. 27	名西部農業協同組合	すだち（ハウス無加温・露地）	更新
2	2004. 10. 6	丸浅苑	生しいたけ（菌床）	更新
3	2005. 1. 19	株式会社 上勝バイオ	生しいたけ（菌床）	更新
4	2005. 2. 3	海部特別栽培推進協議会	にんじん（春夏）	更新
5	2005. 2. 3	板野郡農業協同組合藍園支所	にんじん（春夏）	更新
6	2005. 2. 3	板野郡キャロット藍	にんじん（春夏）	更新
7	2005. 5. 17	神山椎茸生産販売協同組合	生しいたけ（菌床）	更新
8	2005. 7. 20	J A徳島市南部しいたけ部会	生しいたけ（菌床）	更新
9	2005. 10. 28	麻植郡農業協同組合	だいこん（露地）	新規
10	2005. 11. 24	東大幸エコファーマーズ	れんこん（露地）	新規
11	2005. 12. 15	J A堀江 ハウス大根部会	だいこん（ハウス栽培）	新規
12	2005. 12. 15	J A板東町 ハウス大根部会	だいこん（ハウス栽培）	新規
13	2006. 2. 28	ファーム唐渡	水耕ほうれんそう（周年）	新規
14	2006. 5. 18	東とくしま農業協同組合やまもも部会	やまもも（露地）	新規
15	2006. 6. 8	勝野ぶどう生産組合	ぶどう（ハウス栽培）	新規
16	2006. 7. 3	市場ハイパニックファーム	ほうれんそう（周年）	新規
17	2006. 7. 3	市場ハイパニックファーム	サラダみずな（周年）	新規
18	2006. 7. 3	市場ハイパニックファーム	ほうれんそう（夏・秋）	新規

「農地パトロール月間」を設定 八月～十一月は統一月間

農業委員会系統組織では、平成十七年度～十九年度までの三カ年を「農地と担い手を守り活かす運動」の期間と定め取り組みを進めている。

同運動の二年目にあたる本年度は、より一層実効のあがる農業委員会活動を推進するため、「農地パトロール月間」を定めて集中的に運動を展開する。

特に、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、②農地の無断転用防止対策を重点として、農業委員会系統組織として県下統一の実施することとしている。

農地パトロール月間

八月～十一月を県下統一の「農地パトロール月間」として設定し、遊休農地の把握と解消対策、農地の無断転用防止対策を集中的に推進する。

中的に推進する。

なお、市町村の実情に応じて八月～十一月以外の時期に月間を設定することができる。

取り組みの内容

農業委員一人ひとりが「農地パトロール月間」設定の趣旨を理解し、農業委員全員で実効ある取り組みを進めることが重要で、パトロールを実施する際には、「農地パトロール三点セット」や関連するリーフレットの活用、地区担当制を基礎とした班編成、重点地区の設定等により、効果的な取り組みを行う。

（一）農地パトロールの対象と内容
◇農地法の許可（届出）案件の履行状況の調査・確認
◇農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農

地の状況調査

◇遊休・荒廃農地、耕作放棄地の実態把握と是正指導

◇農地の無断転用の早期発見と是正指導

◇相続税・贈与税の納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認

（二）事後指導等

農地パトロール終了後は報告・検討会を開催し、

課題を整理する。

また、農地パトロールで把握した遊休・荒廃農地、無断転用農地については、農業委員会に付与された機能を活用し、事後指導の対応方針（農業経営基盤強化促進法第二七条等）に基づき適切かつ速やかに是正指導を行うことが重要であると

している。



十八年度「アクションプログラム」示す

徳島県担い手育成総合支援協議会（事務局・農業会議）は、市町村担当者、JA職員、農業支援センターなどの関係者延べ百十人の出席を得て「十八年度担い手育成総合支援対策ブロック別担当者会議」を七月三～十三日の間に県内四ブロックで開き、本年度のアクションプログラム（行動計画）や認定農業者等担い手育成の取り組みや支援内容について協議した。

それによると認定農業者を十七年度末の1,422人から十八年度には578人増の2,000人に、地域担い手育成総合支援協議会を全市町村で本年中の設立を目指すことになっている（十八年六月末で十二市町村で設立）。

また、認定農業者等担い手が不足する水田農耕地帯等において、農地・水等の農業諸資源や集落

機能を守るため、市町村・JA・農業支援センター等が連携し農地・機械等の有効利用に向けて、高齢農家や兼業農家を包摂した集落営農等のシステムづくりを推進する。

さらに、条件が整ったところでは、特定農業団体や特定農業法人或いは集落農業の法人化を視野に入れた取り組みを促す等となっている。



認定農業者
ロゴマーク

農業会議に制度金融相談窓口を開設

徳島県農業会議では、農林漁業金融公庫高松支店と連携し、担い手等の経営相談により身近に応じられるよう制度金融相談窓口を開設し、農業経営者の融資・経営などの相談に応じている

定例相談日・場所

開催日は、毎月第二・第四木曜日の十三時～十七時。ただし、木曜日が祭日の場合は、前日の水

曜日に開催する。場所は、徳島市かちどき橋一丁目徳島県林業センター四階徳島県農業会議「相談室」

【相談内容】

農地の取得・改良・造成／農業用施設・機械の

定例相談日は毎月の第二・第四木曜日



購入／家畜購入・育成費、果樹等の新植・改植／規模拡大を伴う増加運転資金／借入金負担軽減／災害時の減収の補填／新規就農等に沿った各種資金制度に関する相談

【連絡先】

相談を希望される場合は、事前に左記の連絡先までご連絡下さい。

徳島県農業会議088-621-3054／農林漁業金融公庫高松支店087-851-3091



「ヤマモモ」の機能性

徳島県の木である「ヤマモモ」は六月中旬から七月中旬の初夏の非常に短い期間出回る果物で、古くから徳島県民に親しまれている。県下一の産地である、JA東とくしま「やまもも部会」が、平成十八年五月十八日付

けで、「とくしま安2（あんあん）農産物認証制度」の認定を受けた。その「ヤマモモ」に、徳島県工業技術センターの最近の研究から、高い機能性があることがわっている。

一・ヤマモモの機能性

①抗酸化機能

呼吸で取り込まれた酸素の数%の活性酸素は、細胞膜を酸化し破壊するため人体に障害を及ぼす。臨床試験でも酸化を抑制することで血管強化作用、動脈硬化予防、胃潰瘍の治療などの効果が報告されている。ヤマモモのアントシアニン色素およびフラボノイド色素は、農産物のなかで強い抗酸化作用を持つミトマトに比べ3倍以上の活性を示した。

②メラニン生成抑制機能

ヤマモモにはメラニン生成を抑制する効果があり、天然素材として美白効果がある。

二・ヤマモモの薬効（薬草カラー大図鑑：主婦の友社から抜粋）

（1）薬効成分：タンニン（樹皮を含む）
①作り方：夏の土用に樹皮を剥いで天日干しにする。

（2）薬効と使い方

①打撲傷・捻挫に。

乾燥した樹皮の粉末を卵白で練って患部に直接厚く塗り、上から布で押さえる。

②下痢止めに。

一回3gを煎じて内服、水200CCを加えて1/2まで煎じ、空腹時に飲用。

③口内のただれ。

3gを煎じ、うがい液として使用。

④疥癬に。

皮膚にかゆみがあるとき、3gを煎じ、その汁で患部を洗浄する。

【知識】

ヤマモモの樹皮に多く含まれている「ミリセリン（黄色染料）」で布を染めることにより塩水中でも腐食が抑制されるため、合成繊維が出現するまで漁網の染料として広く利用されていた。媒染剤にミョウバンを用いる

と黄色に、鉄塩を用いると焦げ茶色に染るなど、しとやかな色合いの草木染めに人気がある。

徳島県農業会議常任会議員会議で処理した農地法第四条・第五条の転用許可面積は左表（四月～七月）のとおりとなった。

農地法第4条・第5条転用許可の面積

	単位:㎡										合 計
	住 宅	植 林	倉 庫	資材置場	駐車場	農用施設	道 路	工 場	砂利採取	その他	
4月	13,323	1,569	445	23,009	13,030	2,553	363	0	10,514	13,654	78,460
5月	11,403	0	2,107	21,243	4,098	3,156	338	6,217	0	5,035	53,597
6月	16,910	1,285	209	16,054	3,726	3,616	235	1,547	0	18,693	62,275
7月	18,832	1,211	1,060	12,539	8,091	4,117	713	0	1,798	9,221	57,582
合計	60,468	4,065	3,821	72,845	28,945	13,442	1,649	7,764	12,312	46,603	251,914

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場所	対象者
7月			
20～21日	農業法人協会四国ブロック交流会	センチュリープラザ	農業法人経営者
22日	新・農業人フェア'06	水道橋プリズムホール	新規就農就職希望者
24日	第1回集落リーダー並びに担当者講習会	千秋閣	集落リーダー、担当者
27日(10:30)	農業委員会職員協議会・役員会	千秋閣	農委職員協議会役員
27日(13:30)	全国農業新聞普及対策会議	千秋閣	農委職員協議会役員
8月			
2日	四国四県農業委員会活動事例集打合会	千秋閣	四国各県農業会議
21日	徳島県農業会議第311回常任会議員会議	千秋閣	常任会議員
25日	若年者就職マッチングフェア	ホテルクレメント徳島	学生等
26日	「とくしま安2農産物」認証産地交流会	美馬市脇町	脇町ぶどう生産組合
下旬	農業委員会職員研修会	未定	農委職員
9月			
1日	新・農業人フェア'06	六本木ジョブパーク	新規就農就職希望者
上旬	平成19年度徳島県重点農業施策の建議	知事室	—
12～13日	四国四県情報事業重点農業委員会研究集会(香川)	香川県・小豆島	情報事業重点農業委員会
14～16日	徳島ニュービジネスメッセ	アスティ徳島	一般来場者
中旬	農業委員一般研修会	県内3カ所	農業委員
19日	徳島県農業会議第312回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
下旬	地域担い手支援協議会巡回打ち合わせ会	県内6カ所	地域協議会関係者
10月			
14日	新・農業人フェア'06	梅田スカイビル	新規就農就職希望者
18日	徳島県農業会議第313回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
18～19日	西日本農業委員会職員現地研究会	岡山県	農業委員会職員
26～27日	第9回全国農業担い手サミットinながさき	長崎市	認定農業者

【徳島県農業会議常任会議員の異動】
阿南市の合併に伴う農業委員の一般選挙により、平成十八年六月二二日付けで萩野敏則氏が常任会議員に就任されました。

農業のことも知ろう！

直売市の老舗「百姓一」(石井町高原)には農産物の直売市の運営状況を勉強しようといふ県内外からの視察者が後を絶たない。会長を務める中野統夫さんは、中四国農政局が表彰する二〇〇六年度の「農政功績者」に選ばれた。

特に直売市の運営を通じて生産者と消費者の交流を深めた点が評価されたものである。「受賞したのは百姓一にかかわる全員の力が大きかった」という中野さん。

この程、直売所の一角に全国農業図書コーナーを設けた。「百姓一」のステイタスである「生産者と消費者の交流」の一助になればとの考えからである。

訪れる多くの人達が「ちよつとした息抜き」に、暫し立ち止まって手に取ってくれることが期待される。



百姓一での「全国農業図書」の販売コーナー

全国農業新聞の普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公的利益代表機関である農業委員会系統組織が発行する週間の農業専門紙です。農業委員と農業者、農業者と地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あとがき

「かけはし21」3号について

ポジティブリスト制度の0.01PPMの基準。PPMは、100万分のいくらかであるかという割合を示す単位で、Parts Per Millionの頭文字をとったもの。100万分の1が1PPMなので0.01PPMは1億分の1。日本の人口で例えると、1億人のうち1名は0.01PPMで、2名は0.01PPMの基準を超えることになるが…※□▽?。

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)621-3054 fax (088)655-8364

URL <http://www.tokukaigi.or.jp>

mail home@tokukaigi.or.jp